

4. 障がい者福祉

障害福祉サービスの内容

住宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

訪問系サービス — 在宅で訪問を受けたり、外出時の移動等を支援するサービスを行います。

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内 容 |
|-------|--------------|---|
| 介護給付 | 居宅介護(ホームヘルプ) | 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供などを行います。 |
| | 行動援護 | 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、その方が、行動する際に必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な方のなかでも介護の必要度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |
| 訓練等給付 | 就労定着支援 | 一般就労した障がいのある方に対し就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。 |
| | 自立生活援助 | 施設等から一人暮らしをする知的・精神障がいがある方に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域生活を支援します。 |

日中活動 — 施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内 容 |
|-------|-------------------|--|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。 |
| | 生活介護 | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。 |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 家で介護を行う人が病気などの理由により、短期間障害者支援施設等へ入所を必要とする方が、短期間施設へ入所し利用できます。 |
| 訓練等給付 | 自立訓練 | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間に渡り身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する方に、一定の期間にわたり生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労継続支援 | 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 |

居住支援 — 入所施設で住まいの場におけるサービスを行います。

| 給付の種類 | サービスの名称 | 内 容 |
|---------|---------------------|--|
| 介 護 給 付 | 施設入所支援 | 施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む方に、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。 |

障がい児支援 — 児童に対して、身近な地域で通所による支援を提供します。

| サービスの名称 | 内 容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後または休業日等に施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |

障害福祉サービスの申請から利用までの流れは次の通りです。

相 談

↓ ・サービスが必要な場合は、市や相談支援事業者にご相談します。

申 請

↓ ・必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに、市へ申請を行います。
利用者本人から依頼された場合には、誰でも申請の代行ができます。

相談支援事業所と契約

↓ ・指定特定（障害児）相談支援事業所にサービス等支援計画の作成について相談し、利用契約を結びます。

認定調査

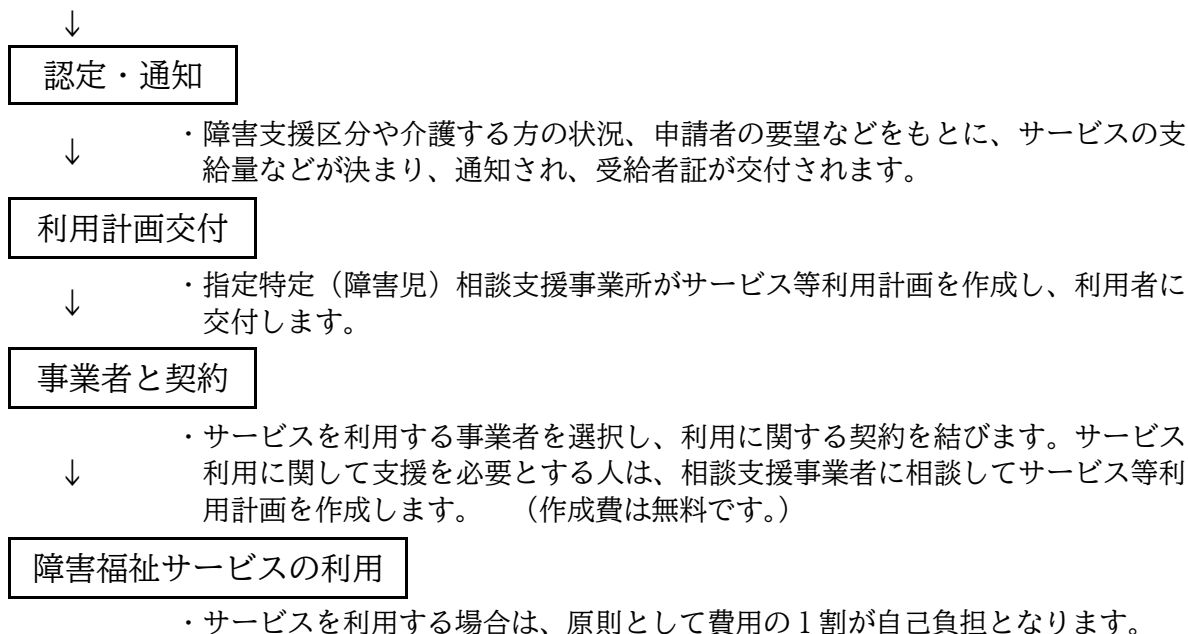
↓ ・市職員が自宅や施設などを訪問し、現在の生活や障がいの状況等 80 項目について調査します。
・障がい児については、保護者との面接等により、その心身の状況、置かれている環境、その他内閣府令で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する希望を聞き取ります。

利用計画（案）

↓ ・指定特定（障害児）相談支援事業所がサービス等利用計画（案）を作成し、利用者に交付します。同じものを市にも提出します。

審 査（障害児通所給付決定事務を除く）

↓ ・訪問調査及び医師意見書の項目をコンピューターで判定した 1 次判定をもとに、自立支援認定審査会で、医師意見書及び調査員の特記事項を勘案して障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合（障害支援区分）の判定を行います。



障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

原則として利用したサービス費の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにになっています。残りの9割は市などが負担します。

サービスにかかる費用

| | | | | |
|--------|-------------|-------------|----------|--------|
| → 1割 ← | | | | ← 9割 → |
| 自己負担 | 市区町村 25% | 都道府県 25% | 国 50% | |

利用者負担の上限額

所得に応じて5つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

| 区 分 | 収 入 の 状 況 | 利用者負担 上限月額(円) |
|------|---|------------------|
| 生活保護 | 生活保護世帯 | 0 |
| 低所得1 | 個人世帯が市民税非課税で収入が80万円以下 (児童の場合はその保護者世帯の収入) | 0 |
| 低所得2 | 個人世帯が市民税非課税で低所得1に該当しない方 (児童の場合はその保護者世帯の収入) | 0 |
| 一般1 | 児童の保護者世帯が市民税課税で市民税所得割額が28万円未満の方(18歳未満) | 4,600 |
| | 個人世帯が市民税課税で市民税所得割額が16万円未満の方(18歳以上) | 9,300 |
| 一般2 | 上記いずれにも該当しない方 | 37,200 |

※ 個人世帯とは障がい者本人と配偶者

※ 保護者世帯とは保護者の属する住民基本台帳の世帯

※ 令和元年10月1日から児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者負担が無償化されました。

対象者：満3歳になって初めての4月1日から3年間（就学するまで）

・サービス利用中の方も無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※ただし、施設入所者で生活保護、低所得 1、低所得 2 の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

※障がい児が施設でサービスを利用する場合、一般 2 の人は、食費が自己負担になります。

◎自立支援医療

1. 対象者

更生医療…身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者。

育成医療…障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者。

精神通院医療…精神通院医療を継続的に要する病状にある者。

※ 精神通院医療における診断書の取扱いについて

・支給申請の際の診断書の提出は、原則「2年に1度」ですが、有効期間が切れた場合や治療方針が変更になった場合は診断書の提出が必要です。

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額相当）については、原則自己負担。

医療費の負担上限額

| ← 一定所得以下 → | | | ← 中間的な所得 → | | ← 一定所得以上 → |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------|-----------------------------------|
| 「生保」 | 「低1」 | 「低2」 | 「中間1」 | 「中間2」 | 「一定以上」 |
| 0円 | 負担上限額 2,500円 | 負担上限額 5,000円 | 負担上限額 医療保険の自己負担限度額 | | 公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度額) |
| | | | 育成医療の経過措置 | | |
| | | | 負担上限額 5,000円 | 負担上限額 10,000円 | |
| | | | 重度かつ継続 ※1 | | |
| | | | 負担上限額 5,000円 | 負担上限額 10,000円 | 負担上限額 20,000円 |

※1 「重度かつ継続」の範囲

・疾病、症状等から対象となる者

精神…①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）

②精神通院医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の高免疫療法に限る）・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者

◎障害者総合支援以外での福祉サービス

障がい者制度と介護保険とで共通する在宅サービスについては、介護保険から保険給付を受けることになり、共通するサービス（ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス、ショートステイ等）を利用する65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65未満）の障がい者は介護保険の要介護又は要支援の判定を受ける必要があります。

| 制度の名称 | 内 容 | 備 考 | 取扱課 |
|----------------|---|---|-------------|
| 身体障害者手帳の交付 | 身体に障がいのある人に対し補装具、日常生活用具、更生医療の給付、施設への入所等、各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。 | 手帳区分 1～6 級 1. 医師の診断書 (指定医) 2. 写真(4cm×3cm) 2枚 | 障がい課 福祉課 |
| 療育手帳の交付 | 知的に障がいのある人に対する各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。 | 手帳区分 A～B 1. 印鑑(県外から転入する場合) 2. 写真(4cm×3cm) 1枚 ※判定を必ず受けること。 | 〃 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神に障がいのある人に対する各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。 | 手帳区分 1～3 級 1. 印鑑(代理人が申請する場合) 2. 診断書又は年金証書等の写し 3. 写真(4cm×3cm) 1枚 | 〃 |
| 重度心身障害者医療費助成事業 | 重度の障がいがある人に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。 (対象者) 精神障害者保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 判定(山口県の判定)、障害年金 1 級又は特別児童扶養手当 1 級、特別障害者手当等の該当者 | 所得制限あり | 保険年金課 |
| 補装具費の交付 | 身体障がい者(児)及び対象となる難病患者等の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を回復するために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。 | 1. 身体障害者手帳所持者・対象となる難病患者等 2. 原則 1 割負担 | 障がい課 福祉課 |
| 特別障害者手当 | 20 歳以上の精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に支給する。 (月額 30,450 円) | 1. 施設入所や引続き 3 か月を超えて病院等に入院している者は非該当 2. 所得制限あり | 〃 |
| 障害児福祉手当 | 20 歳未満の精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給する。 (月額 16,560 円) | 1. 施設入所している者は非該当 2. 所得制限あり | 〃 |
| (経過的)福祉手当 | 重度障がい者で、つぎのいずれにも該当する者に支給する。(月額 16,560 円) 1. 昭和 61 年 3 月 31 日現在 20 歳以上の福祉手当受給者 2. 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当 | 1. 障がいを支給事由とする公的給付とは併給調整 2. 所得制限あり | 〃 |

| 制度の名称 | 内 容 | 備 考 | 取扱課 |
|--------------|---|--|--------|
| 心身障害児福祉手当 | 20歳未満の身体障がい児（1～6級の身体障害者手帳所持者）又は重度及び中軽度の知的障がい児（療育手帳A・B所持者）を監護する市民に対して支給する。 （月額3,000円） | 施設入所しているものは非該当 | 障がい福祉課 |
| 日常生活用具の給付事業 | 障害者手帳所持者及び対象となる難病患者等に対し、日常生活を容易にするためにテープレコーダー、特殊マット等の用具、住宅改修等を給付する。 | 1. 障害者手帳所持者・対象となる難病患者等 2. 原則1割負担 | // |
| 手話通訳者設置事業 | 聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるために手話通訳、情報提供、生活相談、市民への啓発等を行う。 | 社協へ委託 しらさぎ会館に設置 | // |
| 旅客鉄道 | 第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者）・第1種精神障がい者 本人及び介護者 第2種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳B所持者）・第2種精神障がい者 本人 | 5割引 乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神手帳（顔写真付のものに限る）を提示する。 | 鉄道事業者 |
| 手話通訳者等派遣事業 | 聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるために登録手話通訳者等を派遣する。 | 社協へ委託 しらさぎ会館で実施 | 障がい福祉課 |
| 航空運賃の割引 | 12歳以上の障害者手帳所持者 本人及び介護者 3歳以上11歳以下の障害者手帳所持者 介護者 | 乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳（顔写真付のものに限る）のいずれかを提示する。 割引率は航空会社によって異なる。 | 航空事業者 |
| 民間バス運賃の割引 | 第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者）・精神障がい者（精神手帳1級所持者） 本人及び介護者 第2種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳B所持者）・精神障がい者（精神手帳2、3級所持者） 本人 | 5割引 乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを提示する。 | バス事業者 |
| 要約筆記者派遣事業 | 中途失聴者・難聴者のコミュニケーションが円滑に行われるために登録要約筆記者を派遣する。 | 社協へ委託 しらさぎ会館で実施 | 障がい福祉課 |
| 有料道路通行料の優遇措置 | 第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者） 本人及び介護者が運転する車 第2種身体障がい者 本人が運転する車 *営業用の車両は対象外 | 割引率 50% 対象者には、身体障害者手帳又は療育手帳の所定箇所にシールが必要 ① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 車検証の写し ③ 本人運転の場合は運転免許証 | // |

| 制度の名称 | 内 容 | 備 考 | 取扱課 |
|-----------------------------|--|---|-------------------------|
| 自動車税等の減免 ①自動車税 ②軽自動車税 | 1 身体障がい者等が取得又は所有する車(身体障がい者と生計を一にする者が取得又は所有する車を含む。)で本人が運転する車又は障がい者と生計を一にする者がもっぱら障がい者のために運転する車 2 1の障がい者等が単身で生活している場合又は障がい者からなる世帯に限り、この者を常時介護する者がもっぱら障がい者のために運転する車(ただし、障がい者又はその者と生計を一にする者が取得・所有する車) 3 障がい者1人につき1台で、営業用の車両は対象外 | 1. 障がい種別及び程度等によって制限あり 2. 減免の要件や、手続きに必要な書類及び申請期間等の詳細は、右記の取扱課参照 | ①山口県税事務所(納税課) ②税務管理室 |
| NHK放送受信料の減免 | 全額免除 障がい者がいる世帯で、世帯構成員のすべてが市町村民税非課税であること。 半額免除 下記のいずれかの手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合 (1) 1級または2級の身体障害者手帳 (2) A判定の療育手帳 (3) 1級の精神手帳 (4) 視覚障がいの身体障害者手帳 (5) 聴覚障がいの身体障害者手帳 | 所得課税証明書、住民票が必要になることがあります。詳しくは、おたずねください。 ① 受信契約者の印鑑 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれか | 障がい福祉課 |
| 山口県心身障害者扶養共済制度 | 知的障がい者(児)、身体障がい者(児)(身体障害者手帳1~3級)、精神又は身体に永続的な障がいを有する者(児)の扶養者が制度に加入した後、死亡又は重度障がいの状態となったとき、その心身障がい者に対し一口あたり月額2万円を支給する。障がい者1人につき最大2口まで加入できる。 | 実施主体は山口県 申請窓口は山口市障がい福祉課 掛金は、加入時の加入者(扶養者)の年齢に応じて決まる。 | // |
| 電話お願い手帳 | 聴覚障がい、音声又は言語機能障がいの身体障害者手帳所持者に贈呈。 | 無料給付 NTT | // |
| 福祉タクシー料金助成事業 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳の所持者に山口市タクシー利用券を交付する。透折を受けているものは追加で交付。 *ただし、おでかけサポート(要介護者等)タクシー料金助成事業の対象者、グループタクシー利用促進事業の交付者は除く。 | 助成額 乗車料金1,000円までは400円、以降は500円ごとに200円割引 | // |
| 障がい福祉優待バス乗車証交付事業 | 身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、及び精神手帳1~2級の所持者に福祉優待バス乗車証を交付する。 | 第1種身体障害者手帳、療育手帳A及び精神手帳1級所持者には介護人を付けることができる。 | // |

| 制度の名称 | 内 容 | 備 考 | 取扱課 |
|-------------|--|--|-----------|
| 訪問入浴サービス事業 | 家庭での入浴が困難で車両による移送に耐えられない障がい者宅において入浴サービスを実施し、障がい者の健康増進と衛生の保持を図る。 | 民間業者へ委託 | 障がい福祉課 |
| タクシー料金割引制度 | (1) 割引対象者 身体障害者手帳又は療育手帳所持者 (2) 運賃 タクシーメーター器表示額に 0.9 を乗じ 10 円未満の端数を切り捨て (3) 制度の利用方法 乗車時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示する。(身障手帳又は療育手帳の提示がない時は割引対象にならない。) | 適用地域 山口県全体 タクシー会社が実施 | 山口県タクシー協会 |
| 施設等通所支援事業 | 福祉優待バス乗車証を交付されている心身障がい者(児)が、乗車証を利用できない地域の施設へ通所する際に要する交通費の一部を助成する。 (本人のみの乗車証) 対象経費の2分の1を助成。(上限5,000円) (介護人付の乗車証) 介護人を含めて2分の1を助成。 (上限10,000円) | 必要書類 ①申請書 ②通所実績簿 ③請求書 領収書や施設の証明が必要になることがあります。詳しくはおたずねください。 | 障がい福祉課 |
| 福祉機器リサイクル事業 | 寄付等でいただいた福祉機器について、必要とする市内在宅の方に貸出す(車椅子、ベッド等)。 ※貸出無料(ベッドの搬入・排出と防水シートは有料) ※貸出期間は原則として1年以内 | 社協へ委託 | 市社会福祉協議会 |

| 制度の名称 | 内 容 | 備 考 | 取扱課 |
|---------------------|---|--|------------|
| 相談支援事業 | 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援する。 | 委託事業所 ①鳴滝園エールセンター (電話 083-902-9202) (FAX 083-927-6620) ②地域活動支援センター やまぐち (電話 083-986-2832) (FAX 083-986-3040) ③相談支援事業ぴぽっと (電話 083-929-0543) (FAX 083-929-0544) ④やまぐち障害者生活 支援センター (電話 083-924-7035) (FAX 083-934-3487) | 障がい 福祉課 |
| リフト付き自動車 改造等助成事業 | 下肢機能障害(2級以上)若しくは体幹機能障害(3級以上)又は脳原性運動機能障害の身体障害者手帳を所持する在宅障がい者がいる世帯で、障がい者が車いすに乗ったまま、自動車に乗車できるようにする改造又は改造された車を購入するための費用の一部を助成する。 | 限度額 200,000円 所得制限あり | // |
| 自動車改造費 助成事業 | 身体障害者手帳(肢体不自由)所持者で、自らが所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成する。 | 限度額 50,000円 所得制限あり | // |
| 自動車運転免許取得 費助成事業 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳所持者で、普通自動車運転免許(AT限定を含む。第1種運転免許に限る)を取得することにより社会参加が見込まれる者に、自動車運転免許を取得するための費用の一部を助成する。 | 限度額 50,000円 | // |